

高鍋町の名義後援に関する要綱

平成 22 年 3 月 29 日

訓令第 27 号

改正 平成 27 年 1 月 29 日訓令第 2 号

令和 2 年 12 月 18 日訓令第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、各種団体等が主催する事業、大会、行事等（以下「事業等」という。）について、後援の名義使用（以下「名義後援」という。）を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「名義後援」とは、町が主催者の事業等の趣旨に賛同し、次項に規定する名義の使用を承認することによってのみ支援することをいう。

2 後援に使用する名義は、「高鍋町」とする。

(主催者等の範囲)

第 3 条 名義後援を申請することができる事業等の主催者及び責任者（以下「主催者等」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体、公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 町民の福祉及び文化の向上、地域振興その他本町の発展に寄与する活動を行っている団体
- (4) 新聞、放送、学術研究機関等
- (5) 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(名義後援の承認基準)

第 4 条 名義後援を承認することのできる事業等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町政の進展に寄与すると認められるもの
 - (2) 町民の福祉及び文化の向上、スポーツの振興等に寄与するもので、公益性のある事業と認められるもの
 - (3) 青少年の教育又は健全育成に寄与するもの
 - (4) 地域経済の活性化又は地場産業等の育成に寄与すると認められるもの
 - (5) 前各号に定めるもののほか、特に町長が必要と認めるもの
- 2 名義後援を承認することのできる事業等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 町の基本的な行政方針に合致しているもの
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的としないもの（ただし、公益事業として適正な額であると認められる範囲内において、入場料又は参加料等を徴する場合を除く。）

- (3) 参加者に著しく過重な経済的負担を強要しないもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないもの
- (5) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの
- (6) 事故防止、安全対策及び衛生対策に対して十分な措置が講じられているもの
- (7) 名義後援の承認にあわせ、町に経費の負担等を求めないもの
- (8) 原則として高鍋町内で開催するもの

(承認の条件)

第5条 町長は、名義後援を承認するときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 町は、この名義後援の承認に当たって事業等に要する経費を負担しないこと
- (2) 町は、事業等及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないものであること
- (3) 軽微なものを除き事業計画等に変更が生じたときは、速やかにその内容を連絡すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認める事項

(申請手続)

第6条 名義後援の承認を受けようとする主催者等（以下「申請者」という。）は、名義後援申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書によらず他の文書により申請がされたときの取扱いについては、その書面に次の各号に掲げる事項が記載され、又は聞き取り等の方法により承認決定の可否に必要な事項が確認された場合に限り、名義後援申請書による申請があったものとみなすことができる。

- (1) 主催者等の概要及び活動目的に関する事項
- (2) 事業等の内容及び予算等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、承認の可否の審査を行うに当たり、町長が必要と認める事項

(承認等の通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、主催者等の範囲及び事業等の内容が承認基準に適合しているか審査し、承認すると決定したときは名義後援承認通知書（様式第2号）により、承認しないと決定したときは名義後援不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、名義後援を承認した事業等の実施状況その他必要な事項について、申請者に報告を求めることができる。

(承認の取消し)

第9条 町長は、名義後援の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条の規定により付された条件を履行しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (5) 申請者より名義後援の取下げの申出があったとき。

2 町長は、前項により承認を取り消したときは、名義後援取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（準用）

第10条 この要綱の規定は、高鍋町の名義共催について準用する。この場合において、本則及び様式中「後援」とあるのは「共催」と、第2条第1項中「支援」とあるのは「当該主催者と共に事業等を開催」と読み替えるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日訓令第76号）

この訓令は、公布の日から施行する。